

環境物品等の調達を円滑にするための方針

独立行政法人港湾空港技術研究所理事長

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、平成26年度における環境物品等の調達の推進を円滑にするための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき公表する。

I. 特定調達物品等の平成26年度における調達の目標

平成26年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（平成26年2月4日閣議決定）以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目毎に判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1. 紙 類

情報用紙 コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙 印刷用紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 衛生用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー	調達を実施する品目については、 調達目標は100%とする。
---	----------------------------------

2. 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱	調達を実施する品目については、 調達目標は100%とする。
--	----------------------------------

公印
ゴム印
回転ゴム印
定規
トレー
消しゴム
ステーブラー
ステーブラー（汎用型以外）
ステーブラー針リムーバー
連射クリップ（本体）
事務用修正具（テープ）
事務用修正具（液状）
クラフトテープ
粘着テープ（布粘着）
両面粘着紙テープ
製本テープ
ブックスタンド
ペンスタンド
クリップケース
はさみ
マグネット（玉）
マグネット（バー）
テープカッター
パンチ（手動）
モルトケース（紙めくり用スポンジケース）
紙めくりクリーム
鉛筆削（手動）
OAクリーナー（ウェットタイプ）
OAクリーナー（液タイプ）
ダストブロワー
レターケース
メディアケース
マウスパット
OA フィルター（枠あり）
丸刃式紙裁断機
カッターナイフ
カッティングマット
デスクマット
OHP フィルム
絵筆
絵の具
墨汁
のり（液状）（補充用を含む。）

のり（澱粉のり）（補充用を含む） のり（固形） のり（テープ） ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用イレーザー 額縁 ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機（手動） 名札（机上用） 名札（衣服取付型・首下げ型） 鍵かけ チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド	
--	--

3. オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーテーション コートハンガー 傘立て 掲示板	調達を実施する品目については、 調達目標は100%とする。
--	----------------------------------

黒板 ホワイトボード	
---------------	--

4. O A機器

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 電子計算機 プリンタ プリンタ/ファクシミリ兼用機 ファクシミリ スキャナ 磁気ディスク装置 ディスプレイ シュレッダー デジタル印刷機 記録用メディア 一次電池又は小形充電式電池 電子式卓上計算機 トナーカートリッジ インクカートリッジ 掛時計 プロジェクタ	調達を実施する品目（前年度以前から賃貸借契約を締結し、来年度においても継続使用する機種を除く。）については、調達目標は、100%とする。
--	--

5. 移動電話

携帯電話 PHS	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-------------	------------------------------

6. 家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

7. エアコンディショナー等

エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	調達を実施する品目については、 調達目標は100%とする。
-------------------------------------	----------------------------------

8. 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	調達を実施する品目については、 調達目標は100%とする。
--	----------------------------------

9. 照 明

蛍光灯照明器具 LED 照明器具 LED 照明器具を光源とした内照式表示灯 蛍光ランプ 電球形状のランプ	調達を実施する品目については、 調達目標は100%とする。
--	----------------------------------

10. 自動車等

自動車（一般公用車、その他） ETC 対応車載器 カーナビゲーションシステム 乗用車用タイヤ 2サイクルエンジン油	調達を実施する品目については、 調達目標は100%とする。
---	----------------------------------

11. 消火器

消火器	調達を実施する品目については、 調達目標は100%とする。
-----	----------------------------------

12. 制服・作業服

制服	調達を実施する品目については、
----	-----------------

作業服 帽子	調達目標は100%とする。なお、再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
-----------	---

13. インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペット 毛布 ふとん ベットフレーム マットレス	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。なお、再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
--	--

14. 作業手袋

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

15. その他繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。なお、再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
---	--

16. 設 備

太陽光発電システム 太陽熱利用システム 燃料電池 生ゴミ処理機 節水機器	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

日射調整フィルム	
----------	--

17. 防災備蓄用品

ペットボトル飲料水 缶詰 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品 毛布 作業手袋 テント ブルーシート 一次電池 非常用携帯燃料 携帯発電機	調達を実施する品目については、 調達目標は100%とする。
---	----------------------------------

18. 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械、工法及び目的物の品目を使用する場合は、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。

19. 役務

省エネルギー診断 印刷 食堂 自動車専用タイヤ更正 自動車整備 庁舎管理 植栽管理 清掃 機密文書処理 害虫防除 輸配送 旅客輸送 蛍光灯機能提供業務	調達を実施する品目については、 調達目標は100%とする。
---	----------------------------------

庁舎等において営業を行う小売業務 蛍光灯機能提供業務 クリーニング 飲料自動販売機設置 引越輸送 会議運営	
--	--

II. 特定調達物品等以外の平成26年度に調達を推進する環境物品等及びその調達目標

1. 物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品またはこれと同等のものを調達する。
2. OA機器、家電製品については、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択する。
3. その他、環境物品等の調達にあたっては、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努める。

III. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. 本調達方針は独立行政法人港湾空港技術研究所の全組織を対象とする。
2. 調達の実績については、毎年度各品目ごとに取りまとめ公表する。
3. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
4. 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
5. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として本調達方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
6. 調達を行う地域の地方公共団体の環境政策及び調達方針と連携を図りつつグリーン購入法を推進する。
7. 本調達方針に基づく調達担当窓口は企画管理部総務課契約係とする。